

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトフェーズ2
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

以上

企画競争説明書

業務名称：ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトフェーズ2

調達管理番号：24a00184

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年4月17日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年7月 ～ 2029年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年7月 ～ 2026年5月

第2期：2026年6月 ～ 2029年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第一期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

【第二期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の15%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024年度末（2025年3月頃）
- 2) 2025年度末（2026年3月頃）
- 3) 2026年度末（2027年3月頃）
- 4) 2027年度末（2028年3月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第2グループ第4チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年4月23日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年4月23日 12時
3	質問への回答	2024年4月26日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年5月20日 12時
6	プレゼンテーション	2024年5月23日14時～16時
7	評価結果の通知日	2024年5月29日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a0046001）の受注者（レックスインターナショナル株式会社）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記2.（3）参照
- 2）提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
ます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の
受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023
年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依
頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの
提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納くださ
い。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード
を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワ
ードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
 上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別

見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	アヘロ及びウエスト・カノ灌漑地区を中心とした西側の灌漑地区における稲作普及体制の全体方針計画	第3条2 (1) 及び(4)③④

2	アヘロ及びウエスト・カノ灌漑地区を中心とした西部稲作地帯のコメバリューチェーン（プラットフォームの持続的な運営及びドナー連携等も含む）構築の全体方針計画（成果1）	第3条2（4）①
3	ムエア灌漑地区における機械化促進プラットフォームの体制及び運営方法（成果1）	第3条2（4）①
4	気候変動対策に資するかつ、ケニア国内の嗜好性を加味した品種の選定方法（成果2）	第3条2（4）②
5	ケニアコメ市場に向けた粳のスペック（品種・水分含量・夾雑物割合）を安定的に達成するための全体的方針	第3条2（4）②及び③
6	ムエア灌漑地区における機械化プラットフォームの運営におけるムエア灌漑地区農業開発センター（MIAD）の活用方法	第3条2（2）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書

(案) 記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年11月
- ・ RD署名：2024年2月12日

別紙「案件概要表」作成時から活動等の内容に変更あり。

(特記仕様書(案)の本紙との記載に齟齬がある場合、本紙での記載が優先される。)

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 基本方針

本プロジェクトはケニア政府が策定している、第4期中期計画(MTP IV)、現政権の開発指針(BETA)、農業セクター開発戦略(ASTGS)、国家コメ開発戦略(NRDS2)に基づき、食糧安全保障に資するコメの自給率の上昇及びコメのコモディティ化を目指し、各カウンティの政策文書(CIDP)を踏まえ、アヘロ灌漑地区、ウエスト・カノ灌漑地区、ムエア灌漑地区において、コメのバリ

チェーンの強化、適したコメ品種の選定、稲作栽培及び水管理技術の普及を行うことが基本方針である。ひいては、コメの生産性及び生産量が向上し、ケニア政府（RIPP 含む農業省関連部局、NIA、郡政府等）が自ら稲作技術及びコメバリューチェーンの開発を展開するための体制構築及び能力強化を図るものである。

（２）実施済／実施中の関連案件を踏まえた活動内容の検討レビュー

本案件対象地区では、前フェーズ（CaDPERP）を含め、これまで多くの JICA 事業を実施しており、様々な成果・教訓が得られている。提案者は、各種報告書・成果物等のレビューを行ったうえで、今フェーズで取り組む発展や改善について取り組む²。補足事項については以下のとおり。

- ・前フェーズ（CaDPERP）：業務完了報告書等を要参照。
- ・ムエア灌漑地区：有償資金協力「ムエア灌漑開発事業」（2010年～2025年）により灌漑面積の拡大が図られている。加えて、無償資金協力「貧困農民支援（2KR）」（2014年）による農業機械供与等を契機に農業機械化が進んでおり、2024年2月まで派遣されていた農業機械化アドバイザーと日・アフリカ農業イノベーションセンター（以下、「AFICAT」という）の連携により本邦企業の農機デモ実証がなされてきた。これらの協力を通じ、ムエア灌漑地区はケニアにおける稲作を牽引するモデル的な地域となっており、ムエアでの更なる機械化促進のため、ステークホルダーを集め農業機械化プラットフォームを設立し、稲作バリューチェーンの更なる構築を進める活動を検討する。
- ・西部灌漑地区：無償資金協力「アヘロ灌漑地区改修計画」協力準備調査（2022年～2024年）との効果的な連携を実施機関を主体として推進する。本無償事業により、2027年以降に2期作が可能となる想定のアヘロ灌漑地区では、前フェーズで改良した稲栽培技術を含む各種ガイドライン（稲栽培、灌漑・水管理、普及／研修）を最大限活用すると共に、先方政府のニーズを受けて前フェーズに実施した農業機械化やマーケティングのセミナー／研修、あるいは農業機械化アドバイザーの成果を最大限活用し、コメバリューチェーンの構築を支援する。既にムエアで構築されているバリューチェーンの好事例を活用し、相互の視察交流も想定される。拠点は西部灌漑地区の中心となるアヘロ灌漑地区を想定し、灌漑省が所管する国家灌漑開発公社（NIA：National Irrigation Authority）傘下のアヘロ灌漑研究所（以下、AIRS：Ahero Irrigation

² 取り組む内容についてはプロポーザルで提案すること。

Research Station) が将来的な中核機関となることが期待される。なお、先行するムエア灌漑地区では、同じく NIA 傘下のムエア灌漑農業開発センター（以下、MIAD : Mwea Irrigation Agriculture Development Centre）が中核機関として機能しており、能力強化において MIAD との連携や施設の活用も検討する。

（3）他の JICA 事業との連携

現在ケニアにおいて実施中の複数案件との連携を想定している。

- 1) 「戦略的農業開発アドバイザー（2023 年～2025 年）」とは、コメバリューチェーン関係者間の能力強化と連携促進に関する戦略的助言や情報交換等を行う。
- 2) ナイロビの AGRA 本部にある CARD 事務局に派遣中の「アフリカ稲作振興のための共同体振興アドバイザー」と、アフリカ全体の稲作振興についての情報共有等を行う。
- 3) AFICAT の活動の一環で、活動の一環で、本邦企業による機械化進出を本案件にて側面支援する。なお、現在、民間連携事業で、ムエア灌漑地区、及び西部のブニャラ灌漑地区において KiliMOL 社が田植え機の実証実験（2023 年 7 月～2024 年 10 月）を進めている。
- 4) 2023 年度末に採択された「責任のあるインクルーシブな農業投資促進のための組織強化プロジェクト（2025～2028 実施予定）」と、ムエア灌漑地区における機械化促進及び西部灌漑地区におけるコメバリューチェーン構築において、民間参入や投資を促進するための連携を図る。
- 5) 実施中の無償資金協力「アヘロ灌漑地区改修計画」協力準備調査（2022 年～2024 年）、及び無償資金協力事業（予定）において、農家への作付け時期や水配分計画、本プロジェクトによる研修計画へ影響が生じる可能性がある。更にはケニア側の負担事項や各種支払い等において、オールジャパンとして統一的な対応説明をケニア側に行う必要もある。また、水管理分野では無償事業によるソフトコンポーネント技術研修が本事プロジェクト実施中に行われる予定であるため、ロジ面及びサブ面に共に双方の事業従事者や実施機関と密にコミュニケーションを取り、必要に応じて柔軟に調整するとともに相乗効果の発現を追求する。

（4）成果毎の活動に係る留意点

- ① 成果 1 に関わる活動

- 西部灌漑地区でのプラットフォームは、米生産者グループと、川上（投入資材供給業者、機械サービス業者など）および川下（精米業者、流通業者など）の適切な関係者を結びつけることで、これらの灌漑地区のコメの国内市場流通量の増加を図る。ケニア国内では、農業セクターへの金融支援・民間参入が進んでおり、フィンテック企業含む金融機関によるコメセクターへの融資を検討する動きもある。生産者の資金力強化のみならず、粳に付加価値をつける収穫後処理業者に設備投資及び運転資金の余力が無ければ、コメ生産量が増加してもコメバリューチェーンの構築は進まない。本案件では金融支援は行わないものの、金融にかかる側面支援は必要不可欠であり、生産者や収穫後処理業者の資金調達を促すため、情報収集及び金融機関や投資家からの資金流入を想定したケニア政府との連絡調整を行う。
- ムエア灌漑地区におけるプラットフォームは、コメバリューチェーンにおける機械化を促進したいケニア政府の強い要望を踏まえ、機械サービス業者、農業機械の製造業者や流通業者といった主要な民間アクター間の交流を促進することで、機械サービス業者による様々な種類の機械化（均平、移植など）の導入を促進する。

② 成果2に関わる活動

- 新品種の導入について、西部灌漑地区では、ウガンダのバイヤー向けの IR 種（非香り米）が主流であり、コメの国内流通量増加のためには国内市場向けの品種転換が求められる。一方で、Komboka 種のような国内消費向けの香り米が徐々に台頭してきているが、生物的ストレスに対する耐性が不十分なため導入が十分に進んでいない。こうした状況を踏まえ、コメバリューチェーンにかかる関係者等の品種選定の嗜好性、気候変動の変化への適応、生物的ストレス耐性等を鑑み、国内流通量増加に向けた推奨品種の選定をする。
- ケニア農業家畜研究機関（KALRO）では、過去の SATREPS 案件「テーラーメイド育種と栽培技術開発のための稲作研究プロジェクト」で共同開発された品種や他の開発パートナー（国際稲研究所（IRRI）、AGRA 等）により開発された品種等の新品種の導入を進めており、対象灌漑地区でのそれらの適応試験の実施を想定している。特に、IRRI とは詳細計画策定調査時に面談を実施し、有望な品種をアヘロで試験

する方向性について確認しており、具体的な連携を進める。

③ 成果3に関わる活動

- 西部灌漑地区を中心とする。ムエア灌漑地区の一部地域は、円借款「ムエア灌漑開発事業」で灌漑地区が整備されるものの、円借款のソフトコンポーネント支援では未対象となるため、当該灌漑地域（Mutithi地区等）を本事業の対象として含む。
- 前フェーズにおいて、対象灌漑地区外の稲作農家に対してもアヘロ灌漑地区の篤農家が技術普及を実施する好事例が確認された。本プロジェクトでも、当初要請対象地域として含まれていたブニャラ灌漑地区（ブシア郡、シアヤ郡）等に篤農家を通じた技術の普及を促す³。
- 収穫後処理の中でも特に乾燥の問題への取り組みが急務であり、ケニアのバイヤーが求める品質レベルに達する技術普及を進める必要がある。ムエア灌漑地区及び西部灌漑地区共に、乾燥場の容量が生産量に対して十分ではなく、それぞれの地域に適用可能な機械乾燥技術の導入を想定している。

④ 成果4に関わる活動

- 前フェーズで実施した水管理研修を NIA 及び IWUA（水利組合）に対して実施する。特に、ムエアの有償事業及びアヘロの無償事業により達成される2期作の実現を目指し、効率的かつ持続的な水管理体制を整えることが求められる。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

	成果3	成果4
目的・研修内容	西部灌漑地区における稲作技術普及を目的とし、前フェーズでの研修を踏まえ、アヘロ及びウエスト・カノ灌漑地区を中心とした普及員及びコア農家に対して実施する。	西部灌漑地区における水管理研修の実施による適切な水管理を、アヘロ及びウエスト・カノ灌漑地区を中心とした西部灌漑地区全体への普及を目的とする。
実施回数	TOT 約8回	約8回

³ 同普及を効率的に促す方法をプロポーザルにて提案すること。

	コア農家研修 約16回	
対象者	普及員、コア農家	NIA職員、IWUA
参加者数	TOT 約30名/回 コア農家研修 約100名/回	約50名/回
開催期間	約 1日/回	約 1日/回
実施場所	対象灌漑地区における圃場 (ベースライン調査で設定)	対象灌漑地区における圃場 (ベースライン調査で設定)
実施形態	対面	対面

(5) 他ドナーとの連携

ケニアの稲作及び灌漑案件には、世界銀行、IFAD、国際稲研究所等のドナー支援が入っており、本プロジェクトの詳細計画策定調査時に成果2の品種の選定及び成果3、4の技術普及と収穫後処理（特に機械乾燥）については世界銀行やIRRIと連携協議を行っている。受注者は実施状況を把握し、具体的な連携検討に当たっては、実施体制等に係るC/Pとの協議、及び発注者と他ドナー（IRRI、世界銀行、その他を含む）で実施する意見交換の場に同席するなどの支援を行う。

(6) ジェンダー

コメの生産・収穫後処理・流通過程には女性が多く従事している。ケニア政府は、「生活のあらゆる分野において、性別による差別から解放された公正かつ公平な変革された社会」とすることをビジョンに掲げており、今回重点地域とするキスム郡ではジェンダーの公平性の促進、政策策定、戦略計画、プロジェクトおよびプログラムの計画・実施へのジェンダー主流化の反映等を目的として、2021年に「Kisumu County Gender Mainstreaming Policy」を策定している。本プロジェクトでは、農家の男女間での仕事の役割やニーズが異なることを前提に、対象地域での技術普及においては女性配慮を十分に行うとともに、ジェンダー関係の改善による世帯内労働力の再分配や女性労働負荷の軽減を図り、また関連研修等実施の際には女性参加が確保できるよう留意する。

(7) 環境配慮及び気候変動対策

本プロジェクトは灌漑地区における節水灌漑の導入、適性品種（ウイルス耐性等）の選定、農民組合に対する適性用水管理技術の普及等を図ることから、気候

変動による影響下でも一定程度安定した食料生産を実現することに留意する。一方、品種の選定においては、現在ウガンダに流出している西部灌漑地区で生産された粳をケニア国内にて精米し流通させるために、ケニア国内において嗜好性の高い品種を選定することが求められる。

(8) 広報

本プロジェクトの実施においては、ケニア政府関係機関のみならず、民間セクターや他ドナーとの連携促進が重要である。業務実施に当たっては、本プロジェクトの成果を日本とケニアに幅広く発信し、新聞、TV、ラジオ、SNS 当を含むWEB サイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報活動を行う。また、発注者が行う CARD にかかる広報活動への協力や ODA 見えるかサイトへの掲載材料の提供など、発注者の求めに応じて必要な協力を行う。

(9) 供与機材

ケニア側が既に所有している機械及び本プロジェクトで導入予定の乾燥機の効果的な運用を想定している。乾燥機については、IRRI の製品を供与する想定であるが、事業開始後に現地の状況・ニーズ等を踏まえ、より適切な機材が考えられる場合はプロジェクト開始後に提案することを可とする。なお、導入にあたり乾燥機の使用・維持管理にかかる研修の実施も行う⁴。研修実施にあたっては、受注者は契約や実施にかかる必要な調整等を行う。

(10) 専門家の現地での活動期間

本プロジェクトでは、郡政府との調整及び関係機関との連携を行う上で、先方政府関係者との関係構築、密な情報共有および議論の場の設定が重要となるため、可能な限り日本人専門家の不在期間が短くなるよう考慮する。また、日本人専門家不在期間には、ローカルスタッフによって活動のフォローが密に実施される体制を構築する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

⁴ IRRIの乾燥機を導入する場合は、同研修もIRRIに委託することを想定している。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務：

成果毎の活動は案件概要表及び RD を参照

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。
 - 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
 - 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の

上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。

➤ 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。

➤ 本案件は、「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」に該当する。ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制をとる。また、女性の行政職員、農家、水利組合、バリューチェーンプラットフォームメンバー等への能力強化を促進し、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

➤ さらに、ベースライン調査やモニタリング評価等のデータ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

	報告書名	提出時期	言語	形態
第1期	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ
	ワーク・プラン	業務開始から約 1 か月後	英語	電子データ
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英語	電子データ (部分払いではモニタリングシートを提出する想定、詳細は打合簿にて決定)
	業務進捗報告書	第1期契約の契約履行期限末日	日本語 英語	電子データ 簡易製本 各 1 部
第2期	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ
	ワーク・プラン	業務開始から約 1 か月後	英語	電子データ
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英語	電子データ (部分払いではモニタリングシートを提出する想定、詳細は打合簿にて決定)
	業務完了報告書	第2期契約履行期限末日	日本語 英語	電子データ 製本 各 2 部

				CD-ROM 2部
	事業完了報告書 (PCR)	第2期契約履行期限末日	英語	電子データ 製本5部 CD-ROM 2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（5）事業完了報告書（PCR: Project Completion Report）

以下の目次を参考に以下の評価ハンドブックにならい、作成する。

JICA 事業評価ハンドブック：

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver.02.pdf

I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions(R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project
 - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)

- 1-2 Input by the Kenya side (Planned and Actual)
- 1-3 Activities (Planned and Actual)
- 2. Achievements of the Project
 - 2-1 Outputs and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
 - 2-2 Project Purpose and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
- 3. History of PDM Modification
- 4. Others
 - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
 - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction, Disability, Disease infection, Social System, Human Wellbeing, Human Right, and Gender Equality (if applicable)
- III. Results of Joint Review
 - 1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
 - 2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
 - 3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
 - 4. Lessons Learnt
 - 5. Performance
 - 6. Additionality
- IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion
 - 1. Prospects to achieve Overall Goal
 - 2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Kenya side to achieve Overall Goal
 - 3. Recommendations for the Kenya side
 - 4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation
- ANNEX 1: Results of the Project
(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)
- ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project
- ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)
- ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (*)
- ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて改訂する資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	供与予定の 機材のソフト コンポー ネント技術 研修	研修①（技術移転） 研修②（インパーソン研修） 研修③（その他） （IRRIの研修パッケージ参考）	各2回（ムエア・ 西部灌漑地区を 各1回）	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	粳乾燥機	国際稲研究所（IRRI）が製造する粳の乾燥機（輸送費を含む）	3	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトフェーズ2
Capacity Development Project for Enhancement of Rice Production in
Irrigation Schemes (CaDPERP) Phase 2

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアの農業セクターは2022年時点でGDPの21.2%、就業人口の33%（世界銀行、2023）、輸出金額の58%（世界貿易機構、2023）を占め、同国の経済開発及び貧困削減に資する重要セクターに位置付けられる。特に小規模農家による農業生産量は全体の75%以上⁵を占め、同国の農業における重要な役割を担っている。

人口増加と経済発展による食生活の変化等に伴い、同国のコメ消費量は都市部を中心に急増している。コメの国内生産量も増加しているが、隣国への流出も確認されており、急増する国内の消費量をまかなえず、2022年のコメ自給率は12.4%（FAO、2023年）に留まっており、食料安全保障の観点からコメ増産は重要な開発課題となっている。

このような状況下、同国政府はコメ自給率向上に向け「国家稲作振興戦略（National Rice Development Strategy、以下「NRDS」という。）2019-2030」を策定し、精米生産量を2019年の12.8万トンから2030年までに84.6万トンへ増産を目指すとしている。また、同国の「農業セクター改革・成長戦略（ASTGS 2019-2029）」では、コメは商業化が期待されている農産品の一つと位置付けられており、適切なコメ生産技術、インフラ開発、技術移転等の促進が求められている。

現在、同国のコメ生産の約8割は中部キリニャガ郡のムエア灌漑地区において行われており、JICAは1980年代から同地区の灌漑開発や稲作技術普及を継続支援してきた。近年では、技術協力「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト（RiceMAPP：2012年1月～2017年1月）」を通じ節水稻作等の稲作技術普及体制が強化された。現在、技術協力「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト（CaDPERP：2019年3月～2024年3月）」で、RiceMAPPを通じ開発された節水稻作、改良型ヒコバエ生産、改良型水管理等の稲作技術のムエア灌漑地区内での更なる普及と定着を推進するとともに、同国西部に位置する稲作ポテンシャルの高いキスム郡のアヘロ及びウエスト・カノ灌漑地区を対象とし稲作技術の普及を実施している。他方で、ムエア灌漑地区では、農業機械化促進や、実施中の円借款「ムエア灌漑開発事業」（2010年～2025年）による拡張灌漑地区への稲作・水管理技術の普及等の新たなニーズが出てきている。加えて、アヘロ及びウエスト・カノ灌漑地区では、コメの乾燥・精米等の収穫後処理を含むバリューチェーンがムエア灌漑地区

⁵ I. Birch. “Agricultural productivity in Kenya: barriers and opportunities”.2018.

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c70028ee5274a0ecbe9a1c2/483_Agricultural_Productivity_in_Kenya_Barriers_and_Opportunities.pdf 2023年12月4日参照

と比較して確立できておらず、特に収穫後処理が原因となり、同地区で生産されたコメがケニア国内ではなくウガンダに流通してしまっており、国内流通を志向したコメバリューチェーンの形成、ケニア国内で趣向性の高い品種選定、さらなる稲作技術・水管理技術の普及が課題となっている。係る状況下、同国政府は我が国に対し、CaDPERP のフェーズ 2 に当たる本事業を要請した。

(2) 農業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対ケニア国別開発協力量針（2020 年 9 月）では、重点分野の一つとして農業開発を掲げており、市場ニーズに対応した小規模農家の営農力やバリューチェーンの強化支援に取り組むこととしている。加えて、食料安全保障の観点から、輸入依存率の高いコメの生産技術改善や灌漑整備による生産性向上やポストハーベスト・ロスの低減及び適切な農業機械・肥料等の利用促進支援をすることとしている。また、同国は TICAD IV で立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」支援対象国の一つであり、本事業は JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」におけるクラスター「アフリカ地域における稲作振興」に位置付けられる。以上から、本事業は我が国の対ケニア協力量針、及び JICA の課題別事業戦略と整合的であり、かつ、CARD 推進にも貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行（World Bank）とドイツ復興金融公庫（KfW）は「The Lower Nzoia Irrigation Development project」（2018-2024：39 億ケニア・シリング）において、ブシア郡及びシアヤ郡の洪水緩和を通じた灌漑面積の増加（水路建設）を実施中である。同地区では現在ポンプ灌漑を行っているが、本事業によって重力灌漑方式に変更し、ローアンゾイア灌漑地区の一部として吸収される予定である。ブシア郡及びシアヤ郡にまたがるブニャラ灌漑地区（1,250ha）は本事業の対象地域ではないが、同国政府の強い要望により、同灌漑地区の農民を本事業の稲作・水管理研修に招待して技術移転を行う計画である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、対象灌漑地区において、コメのバリューチェーンの強化、適したコメ品種の選定、稲作栽培及び水管理技術の普及を行うことにより、対象灌漑地区で生産されたコメの国内流通量が増加を図り、もって対象灌漑地区及び周辺地域での国内流通を志向したコメ生産が促進され、同国のコメ自給率の向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

キスム郡 アヘロ灌漑地区(約 904ha (3,600 農家))及びウエスト・カノ灌漑地区(約 920ha (1,300 農家))

キリニャガ郡 ムエア灌漑地区(約 12,400ha (11,078 農家))

(対象地域の灌漑面積は合計約 14,224ha であり、全国の灌漑面積:約 35,151ha の 40%に相当する。)

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業・畜産開発省（Ministry of Agriculture and Livestock Development:MoALD）職員、水・衛生・灌漑省（Ministry of Water, Sanitation and Irrigation:MoWSI）職員、国家灌漑開発公社（National Irrigation Authority:NIA）職員、

キリニャガ郡及びキスム郡政府の農業関係職員

最終受益者：対象灌漑地区及びその他同国西部の周辺灌漑地区の農家、その他コメバリューチェーン関係者（農協、精米業者、機械サービスプロバイダー等）

（４）総事業費（日本側）4.5 億円

（５）事業実施期間： 2024 年 7 月～2028 年 12 月（計 54 か月）

（６）事業実施体制:

実施機関：農業・畜産開発省 Rice Promotion Program(RIPP)

協力機関：水・衛生・灌漑省、国家灌漑開発公社（NIA）、キリニャガ郡政府、

キスム郡政府、ケニア農業畜産研究所（Kenya Agricultural Livestock Research Organization:KALRO）

※各担当事項を上記実施体制の組織ごとに以下の通り整理する。

- ・ プロジェクト活動全体の調整・モニタリング（RIPP）
- ・ コメバリューチェーン関係者間の能力・連携強化（RIPP/NIA/郡政府）
- ・ 対象灌漑地区のマーケティング戦略と農業生態系を考慮した推奨コメ品種の提案（KALRO/NIA）
- ・ RiceMAPP と CaDPERP が導入した稲作技術普及（NIA/郡政府/ KALRO）
- ・ 水管理活動を通じた灌漑用水の利用効率向上のための能力開発（NIA/郡政府）

（７）投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 70M/M）： チーフアドバイザー、関係機関調整、バリューチェーン構築、稲作栽培・普及・研修、灌漑水管理、業務調整
- ② 機材供与：普及活動用資機材、乾燥機、車両
- ③ 本邦招聘
- ④ その他事業に必要な現地活動費

2) ケニア側

① カウンターパート配置

プロジェクト・コーディネーター（ダイレクター）（農業・畜産開発省 RIPP 長）

プロジェクト・マネージャー（農業・畜産開発省より選出）

対象灌漑地区におけるチームリーダー

その他（稲栽培、普及、灌漑水管理、収穫後処理/精米、アグリビジネス/マーケティング等）

- ② 事業実施に必要な執務室及び施設設備
- ③ カウンターパート予算（活動費、光熱費等）

（８）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

上述の通り、JICA は同国において開発調査「ムエア地区灌漑開発計画実施調査」（1985 年）に始まり、長年に亘り灌漑稲作支援を継続的に実施している。また、ムエア地区では技術協力「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」(PEGRES、2014 年～2017 年)を通じ農業普及におけるジェンダー主流化促進を実施し、円借款「ムエア灌漑開発事業」（2010 年～2025 年）を実施中である。またアヘロ灌漑地区では、現在、無償資金協力「アヘロ灌漑地区改修計画」の協力準備調査（2022 年～

2024年)を実施中である。同無償事業では、アヘロ灌漑地域の灌漑施設改修(ポンプ場新設を含む)を前提として、同灌漑地区における適切な水管理技術の技術移転がより効果的なものとすべく本事業と調整を図る。

また、「戦略的農業開発アドバイザー(2023年~2025年)」では、コメバリューチェーン関係者間の能力と連携強化に関して戦略的助言の提供や情報交換等の連携が期待される。更に、ナイロビのAGRA本部にあるCARD事務局に派遣中の「アフリカ稲作振興のための共同体振興アドバイザー」とは、アフリカ全体の稲作振興についての情報共有等を行う。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

同国政府によるバリューチェーン支援プログラム(NVCSP)では、キスム郡とキリニャガ郡が含まれる予定であり、連携の可能性を探る。

また、世界銀行による上記事業や、新規灌漑支援との連携の可能性を検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 : C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は灌漑地区における節水灌漑の導入、適性品種(ウイルス耐性等)の開発、農民組合に対する適性用水管理技術の普及等を行うことから、気候変動による影響下でも一定程度安定した食料生産を実現することに貢献するため、気候変動対策(適応策)に資する。

3) ジェンダー : 「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

同国政府は、「生活のあらゆる分野において、性別による差別から解放された公正かつ公平な変革された社会」とすることをビジョンに掲げている。本事業の対象地域であるキスム郡では、ジェンダーの公平性の促進、政策策定、戦略計画、プロジェクトおよびプログラムの計画・実施へのジェンダー主流化の反映等を目的として、2021年に「Kisumu County Gender Mainstreaming Policy」を策定している。本事業では、農家の男女間での仕事の役割やニーズが異なることを前提に、対象地域での技術普及においては女性配慮を十分に行うとともに、ジェンダー関係の改善による世帯内労働力の再分配や女性労働負荷の軽減を図り、また関連研修等実施の際には女性参加が確保できるよう留意する。

また、上記JICA事業「PEGRES」においてはジェンダー主流化を推進することにより、農業活動における様々な正の効果が認められており、「ジェンダー主流化パッケージ」が開発されている。本事業においても、同経験及び「ジェンダー主流化パッケージ」の活用する予定である。

(10) その他特記事項

該当なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

コメの生産・生産性の向上とバリューチェーンの強化を通じて、対象灌漑地区とその周辺で生産されるコメの国内流通量が増加する。

指標及び目標値：

指標 1：2031 年の時点で、対象灌漑地区とその周辺において生産された籾の国内流通量が 2028 年比で xx% 増加する

指標 2：対象となる灌漑地区とその周辺において、籾生産量が 2028 年比で xx% 増加する。

(2) 事業目標：

コメの生産・生産性の向上とバリューチェーンの強化を通じて、対象灌漑地区内で生産されるコメの国内流通量が増加する。

指標及び目標値：

指標 1：対象灌漑地区において生産された籾の国内流通量が 2024 年比で xx% 増加する。

指標 2：対象灌漑地区において、籾生産量が 2024 年比で xx% 増加する。

指標 3：ケニア西部において、推奨品種の栽培面積が xx% 増加する。

(3) 成果

成果 1：アヘロ灌漑地区とウエスト・カノ灌漑地区におけるコメのマーケティング戦略とバリューチェーンプラットフォームの運営を通じて、コメバリューチェーン関係者間の能力と連携が強化される。

成果 2：対象灌漑地区のマーケティング戦略と農業生態系を考慮した推奨コメ品種が提案される。

成果 3：RiceMAPP と CaDPERP が導入した稲作技術が対象灌漑地区で普及される。

成果 4：対象灌漑地区における水管理活動を通じて、灌漑用水の利用効率向上のための能力開発がなされる。

(4) 主な活動

0. ベースライン及びエンドライン調査を実施する。

(成果 1 にかかる活動)

1-1. コメバリューチェーン分析を行い、優先介入策を策定する。

1-2. 対象灌漑地区におけるマーケティングとコメバリューチェーンに関する戦略およびコメバリューチェーン関係者の役割と課題を特定する。

1-3. 効率的なマーケティングを展開するために、農民生産者組織を強化する。

1-4. アヘロ灌漑地区でコメバリューチェーンプラットフォーム⁶を確立し、ムエア灌漑地区で機械化プラットフォームを確立する。

1-5. アヘロ灌漑地区のコメバリューチェーン関係者の交流を促進する。

1-6. ムエア灌漑地区での機械化促進のため、コメバリューチェーン関係者の交流と機械化デモンストレーションを実施する。

⁶ プラットフォーム：コメのバリューチェーンや機械化の運営に必要な共通の土台・環境（基盤）。

- 1-7. バイヤー・農家・農協間の交流を実施する（例:FABLIST（Farm Business Linkage Stakeholder））⁷
- 1-8. 活動 1-4 で形成されたプラットフォームの定期的なモニタリングとフォローアップを実施する。
（成果 2 にかかる活動）
- 2-1. KALRO と NIA の支援により、消費者と精米業者の嗜好を考慮して、生物的/非生物的ストレス耐性を持つ、対象灌漑地区に適切な品種の候補を選定する。
- 2-2. KALRO および NIA と協力して、推奨品種の農場での検証を実施する。
- 2-3. 消費者や製粉業者の嗜好に合った品種を選抜する（嗜好テストとプロモーション）。
- 2-4. コメバリューチェーン関係者に対し、対象灌漑地区における優良種子及び種苗生産に関する研修を実施する。
- 2-5. 選抜された品種を農家に提供するシステムを提案する。
（成果 3 にかかる活動）
- 3-1. CaDPERP で策定されたアクションプランに基づき、RIPP の監督の下、稲作技術普及計画を策定し、研修を実施する。
- 3-2. ベースライン調査の結果に基づき、RIPP、キスム郡政府、プロジェクトチームと、対象灌漑地区外の改良普及員や農民を対象とした TOT（Training of Trainers（指導者研修））を実施する。
- 3-3. アヘロ灌漑地区とウエスト・カノ灌漑地区の中核農家の実証圃場で、改良普及職員、中核農家等を対象とした研修を実施する。
- 3-4. CaDPERP 研修教材を使って、中核農家から一般農家へのコメ生産技術移転を支援する。
- 3-5. 中核農家に対する研修や、中核農家から一般農家への米生産技術移転の状況をモニタリングし、フォローアップする。
- 3-6. RIPP、キスム郡政府、NIA（アヘロ灌漑地区事務所とウエスト・カノ灌漑地区事務所）の支援のもと、KALRO と Ahero Irrigation Research Station（AIRS）とともに、CaDPERP で導入された技術を改良する。
- 3-7. 対象灌漑地区で生産される水稻の品質向上策を検討する。
（成果 4 にかかる活動）
- 4-1. 既存の灌漑用水流量を計測・評価し、効果的な水管理のための対策を提案する。
- 4-2. 灌漑用水モニタリング装置（水位計）を設置し、灌漑用水の使用量を追跡する。
- 4-3. 既存の灌漑用水管理マニュアルを更新し、関連ガイドラインを参考に効率的な水利用を行う。
- 4-4. 効率的な水管理を促進し、農業システムに沿ったガバナンスを強化するため、IWUA の能力を強化する。
- 4-5. 効率的な水管理と灌漑システムの効率化に関する NIA スタッフ（水管理員、機械オペレーターなど）の能力を強化する。

⁷ FABLIST（Farm Business Linkage Stakeholder）は「小規模園芸農民組織化・振興ユニットプロジェクト」で実施されている、農民とビジネスサービス提供者の引き合わせなどを行う活動。

4-6. IWUA が実施する灌漑水管理活動をモニターし、フィードバックを提供する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特に無し

(5) 外部条件

プロジェクト目標に対して：

- 同国政府がコメ生産振興の政策を維持する。
 - 事業終了後、フォローアップ活動に十分な財源が割り当てられる成果に対して：
 - 事業に有害な影響をもたらす重大な自然災害が生じない。
 - コメバリューチェーンの経済構造（粳、精米、原材料の販売価格）に極端な変化が生じない。
- 活動に対して：
- ケニア側のカウンターパートの大幅な異動が無い。
 - プロジェクトサイトの治安が極度に悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 前フェーズの教訓

CaDPERP のカウンターパートは全員が、中央政府とその地方組織からの配置であり、郡政府からは、普及員が参加したものの、プロジェクト専任での配置が難しい状況にあった。また、郡の普及員数の不足から、郡の普及体制には依存できない（例えば、対象郡の水管理分野の普及員は郡本部に配置されている 1 名のみ）状況であったため、普及活動は、カウンターパートから、コア農家対象の TOT 研修を通じて、一般農家へ技術移転するカスケード方式を主体として展開してきた。

(2) 本事業への教訓

本事業では、上位目標において、対象灌漑地区に加え、その周辺のコメ生産農家への稲作栽培及び水管理技術伝播も対象としている。このため、同国政府の管理下にある対象灌漑地区のみでなく、その周辺の灌漑地区（コミュニティ灌漑地区を含む）の稲作農家も対象として研修を行う予定であり、フェーズ 1 に引き続き、カウンターパートから対象灌漑地区及びその周辺のコア農家対象に TOT 研修を実施し、一般農家へ技術移転するカスケード方式を主体として展開していく。しかし、本来の農業普及は郡政府が担っているものの現状普及員の人数が不足しており持続的な稲作栽培及び水管理技術の普及・定着のためには郡の普及員の人員増強と、更なる参加が必要である。また、コメバリューチェーン構築のためには、郡の関係者間の調整が不可欠であり、郡政府職員の参加がより強く求められる。

本事業の詳細計画策定調査では、カウンターパートとして郡政府から対象地域における稲作技術開発・普及、水管理を担当する人材の配置を求めべく協議し、キスム郡においては了解を得た。また、キリニャガ郡においても前向きに検討する旨の回答を得た。具体的な人員配置は本事業開始までに郡政府において対応される予定である。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. に示すとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 1 年以内	ベースライン調査
事業終了 6 ヶ月前	エンドライン調査
事業完了 3 年後	事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題が

ある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：稲作開発にかかる各種業務（特にコメバリューチェーン開発）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ケニア国及びその他全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年7月より業務を開始し、2029年1月の終了まで、54か月を2期に分けて複数年度にわたる業務実施契約にて実施する事を想定しています。

第一期：2024年7月～2026年5月

第二期：2026年6月～2029年1月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 74.00 人月

2) 渡航回数を目途 全30回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 機材供与にかかるソフトコンポーネント技術研修

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査報告書
- Record of Discussion
- ケニア 灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト業務完了報告書（ガイドライン・研修資料含む）
- AFICAT 情報収集確認調査 最終報告書

2) 公開資料

- ビクトリア湖沿岸地域における 灌漑整備計画に係る情報収集・確認調査

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326575.pdf>

- 無償資金協力「アヘ口灌漑地区改修計画」案件概要表
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100333232.pdf>
- 有償資金協力「ムエア灌漑開発事業」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_KE-P27_1_s.pdf
- 技術協力「稲作を中心とした市場志向農業振興 稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト」中間レビュー調査報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12235024.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔スワヒリ語含む 現地語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

※CPとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはスワヒリ語を含む現地語となります。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月(2024年4月追記版)）（以下同じ）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

311,694,000 (税抜)

なお、定額計上分112,625,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	稲作・バリューチェーン開発・水管理研修に係る実施補助傭人の傭上	第2章 特記仕様書案 第3条2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(4)①	63,693,000円	補助員人件費、出張旅費(日当・宿泊費)	一般業務費 特殊傭人費
2	機材供与にかかるソフトコンポーネント技術研修に係る再委託経費	第2章 特記仕様書案 第3条2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(4)③	9,430,000円	再委託費	再委託
3	粃乾燥機購入費	第2章 特記仕様書案 第3条2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(4)③	6,778,000円	機材購入費及び輸送費	機材費
4	セミナー・研修等開催費	第2章 特記仕様書案 第3条2. 本業	32,724,000円	セミナー等実施関連費	一般業務費

		務に係る実施方針及び留意事項 (4)			
--	--	--------------------	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上